

政令第二百八十号

警察法施行令及び警察庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第二十六条第一項、第三十七条第一項及び第四十七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（警察法施行令の一部改正）

第一条 警察法施行令（昭和二十九年政令第五百十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十二条の三第一項」を「第十二条の四第一項」に改める。

第二条に次の一号を加える。

十三 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務の処理に必要な旅費、物件費その他の経費

別表第一の第一第一号中ラをムとし、ナの次に次のように加える。

ラ 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

(警察庁組織令の一部改正)

第二条 警察庁組織令(昭和二十九年政令第百八十号)の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一号を加える。

十三 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成二十八年法律第七十三号)第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

附 則

この政令は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成二十八年法律第七十三号)の施行の日(平成二十八年十一月三十日)から施行する。ただし、第一条中警察法施行令第一条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

理由

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の施行に伴い、国庫が支弁する都道府県警察に要する経費に国外犯罪被害弔慰金等に関する事務の処理に必要な経費を加えるとともに、警察庁長官官房給与厚生課の所掌事務に国外犯罪被害弔慰金等に関することを加える等の必要があるからである。